

# 井蛙抄雜談篇全注釈(四)

野 中 和 孝

## 凡 例

一、本稿は先稿の全注釈(一)～(三)、『活水論文集 日本文学科編』第四十一集～第四十三集所収、一九九八年三月・一九九九年三月・二〇〇〇年三月刊)の続稿である。

一、底本は長崎県立図書館現蔵本(長崎市伊勢宮文庫旧蔵本)である。

一、本文の底本には濁点・句読点・「」、漢文体の訓読点・送りがなはないが、必要に応じそれらを付した。また、底本で誤写と思われる箇所を【本文】に【】で示し、それと分かるように明記した。

一、【校異】は拙編著(和泉書院刊『井蛙抄雜談篇 本文と校異』)でその後改訂したものを示し、さらに二本(松・

広甲)を追加して示した。略号は総||京都府立総合資料館蔵本、尊||尊経閣文庫蔵本、天||天理大学付属図書館蔵本、京||京都大学付属図書館蔵本、松||島原松平文庫蔵本、広甲||広島大学付属図書館蔵本(写本)である。

一、【語釈】は必要に応じ、諸説とその出典(氏名)を示し、人物や事件の説明を『尊卑分脈』『公卿補任』等で補った。また、【口語訳】では、『歌論歌学集成 第十卷』(三弥井書店)の校注(小林強・小林大輔担当)を参照(『集成』と明示)し、自説を加えて訳出したところがある。

一、【補説】は現在までに問題となりそうな点を示すことを目的として、必要最小限の説明にとどめ、詳細は「全注釈」としてまとめられる際に示すこととしたい。

### 全注釈(四)

#### 四六 歌合に人の許へ行には

【本文】故宗匠云ハフ。民部卿入道被<sub>レ</sub>申<sub>サ</sub>候<sub>ヒ</sub>しは、歌合に人の許へ行<sub>フ</sub>には、連歌<sub>ノ</sub>発句<sub>ノ</sub>一二句案じて、何<sub>ノ</sub>人何<sub>ノ</sub>木何<sub>ノ</sub>舟<sub>ノ</sub>様のつねの賦物にあて<sub>テ</sub>、用意する也。会の末さまにはかに連歌すべしなどいふ事あるに、そゞろに発句を案じて、人またれなどすべからずと被<sub>レ</sub>申<sub>サ</sub>候<sub>フト</sub>。

【校異】被申候し―被申し(総・尊・天・京・松・広甲)、発句一二句―発句一二(尊・天)、会の末―句を案じて会の末(松)、にはかに―俄(京・広甲)、連歌すべし―連歌すべき(松)、人またれ―人にまたれ(尊・天・松・広甲)・人もまたれ(京)、被申候―被申し(総・尊・天・京・松・広甲)

【語釈】**発句**―連歌での第一句目の五七五。その連歌のまとめりがうまくいくかどうかを決することがある。**何人何木何舟様**―連歌の基本的な詠法。

【口語訳】故宗匠(為世)が云う。民部卿入道(為家)が申されたことは、歌合で人のもとに行く時には、連歌の発句を一句か二句か考えて、何がしの人、何がしの木、何がしの舟の(「何」の部分に適当な)賦物の見当をつけて用意しておくのである。歌会の終わりにいきなり連歌を作れというようなことがあるので、(何も用意もなく)むやみに連歌発句を考える間に、人を待たすなどするべきではないと申された。

【補説】歌合の合間に詠まれた連歌は、その場の雰囲気を和らげ、次の会の進行を助ける機会として定着していった文芸である。本節で歌会歌合の場に出席するときの心得として、連歌の発句を用意することを諭した。

#### 四七 真観がはや人の薩摩のせと

【本文】又云<sup>ハク</sup>。民部卿入道、真観が「はや人の薩摩のせと」などよみて、人ををとすとて、つねに笑れ侍りき<sup>ト</sup>。

【校異】せと―迫門（尊・天・京・松・広甲）、をとす―おとす（総・尊・天・京・松・広甲）

【語釈】真観<sup>ニ</sup>葉室光俊（一二〇三―一二七六、第一節参照）。「はや人の薩摩のせと」<sup>ニ</sup>出典不明。「はや人」は「はやびと」であり、「薩摩、大隅ナドニ住メル人種。景行天皇、仲哀天皇ノ御代ニ熊襲（クマソ）ト云フ」（大言海）。後代一時的に京都に住んだり、畿内（近江・丹波・紀伊）に住む者もあつた。

【口語訳】又（為世が）云う。民部卿入道（為家）は、真観が「はや人の薩摩のせと」など詠んで、人をおどすとして、いつも笑われた。

【補説】為家と真観は後嵯峨院歌壇上で対立していたことが、続古今集撰者加撰の事件（第一節）など、さまざまな資料から伺える。真観は当初は定家を和歌の師と仰いでいたのであるから、若い頃の慈鎮和尚とのやりとり（第三三節）に見えるような、為家の言動を知っていたのであろう。本節からは為家の真観への否定的な思いが伝わってくる。

#### 四八 中院禪門と阿仏房とゐられたる所

【本文】或人物語<sup>ニ</sup>云<sup>ハク</sup>。中院禪門と阿仏房とゐられたる所へ為氏まかりて、えんにてこはづくりて、あかり障子をあげて入らんとせられけるを、阿仏房障子の尻をさへて、「あかり障子をかくし題にて一首あそばし候へ。あけ候はん」と被<sup>レ</sup>

申サければ、とりあへず

いにしへのいぬきがかひしすゞめの子立チあがりしやうしとみるらん

とよまれければ、あけてわらひて入られけり。たはぶれながらに、しにくき心にてや有ッけん。源承法眼の説とてかたり  
き。

【校異】 ゐられたる―いられたる(天・松)、尻をさへて―尻をさへて(京・松・広甲)、いにしへの―いにしへに(尊・京・広甲)、立あかり―ひあかり(総・尊)・とひあかり(京・松・広甲)、みるらん―思ひし(総・尊・天・京・松・広甲)、ながらにしにくき心―ながらにき心(総・尊・天・松・広甲)

【語釈】 或人物語―不明。中院禪門―藤原為家(一一九八―一二七五、第一節参照)。阿仏房―安嘉門院四条(生年未詳)弘安六(一二八三)年四月八日。平度繁の養女。為家との間に為相・為守が生まれた。宮仕の様子を『うたたねの記』、播磨国細川庄の相続争いの旅日記を『十六夜日記』に記す。歌論書に『夜の鶴』、『乳母の文』(擬書)。続古今集三首、続拾遺集六首、玉葉集二一首など。こはづくり―咳払い(「こわづくり」)。あかり障子―あかりを取り入れるための一重の障子。「いにしへのいぬきが」の歌―出典未詳(井蛙抄のみ)。犬君と雀の話は源氏物語・若紫巻に登場し、本書から三〇〇年ほど前の物語となる。源承法眼―貞応三(一一二二)年―嘉元元(一一三〇)年以後。藤原為家の二男。母は宇都宮頼綱(蓮生)女か。安居院法印の聖覚の門弟となり、二〇歳で法眼。幼時に祖父定家に養われる。歌論書に『源承和歌口伝』。続拾遺集三首、新後撰集八首、続千載集四首など。

【口語訳】 或人物語に云う。中院禪門(為家)と阿仏房とが住まっていた所に為氏がやってきて、縁で咳払いをして、あかり障子を開けて入ろうとされた時、阿仏房が障子の尻を押さえて、「あかり障子を隠し題にして一首お詠みください、そしたらあげましょう」と申されたので、手に取り合えず(その場で)、

犬君が雀を逃がしたという昔物語のように、うれしきで飛び上がりたかと思ひです

と詠まれたところ、笑つて中に入られた。たわぶれごとでとつきのことでありながら、見事にかわした心であつたことよ。これは源承法眼の説として語つたもの。

【補説】為家と阿仏尼とのほほえましい雰囲氣に、為氏が共有していた逸話であるが、周知のように、為家亡き後には、二人の間の子為相と為氏とは、土地相續争いを展開する。

#### 四九 民部卿入道為教を車の尻にのせて

【本文】故宗匠云<sup>ハッ</sup>。民部卿入道、為教を車の尻にのせて、さがより冷泉宿所へ出られけるに、為教、兄のあしざまなる事ども、被<sup>レ</sup>申<sup>サ</sup>けり。禅門、ともかくも返事もなくて、みちにこえとる車のあるをみて、やせうしにこえ車をぞかけてける

といふ連歌をせられけるを、為教よりすぐりあむじけれども、つるにつけざりけり。冷泉にて車よりおりらるゝとて、「つるにえつけぬな。あにのとのならばつけてまし」と被<sup>レ</sup>申<sup>サ</sup>けり。

【校異】けるに―ける(天)、為教―為教卿(総・尊・京)、禅門―禅門は(総・天・京・松)、返事も―返事は(松)、こえとる―こえとり(尊・京・松・広甲)、かけてける―かけにける(広甲)、いふ―ナシ(総・尊・天・京・松・広甲)、より―ナシ(広甲)、すちり―すくり(尊・広甲)、あむ―案(尊・京)・あん(天)、つるに―終に(京)・ナシ(広甲)、あにのと―あにの外(京)

【語釈】為教―京極派の祖。為家三男(一二二七―一二七九、第一節参照)。兄―ここでは為氏か(一二二二―一二二八、第一七節参照)。禅門―為家(第四八節参照)。冷泉宿所―為家は阿仏尼と嵯峨(中院)山荘で同棲(雅有『嵯峨の

かよひ路』。『やせうしにこえ車をぞ』の歌——出典未詳（井蛙抄のみ）。

【口語訳】故宗匠（為世）が云う。民部卿入道（為家）が為教を牛車の後ろに乗せて、嵯峨から冷泉宿所に出られた時に、（牛車の中で）為教は兄の悪口を申された。禅門（為家）はなんとも返事せず、道中で肥取り車が置いてあるのを見て、

やせ牛に肥車が付けられている

という連歌（の発句）を作られたので、為教は身をくねらせて案じたが、とうとう付けなかった。冷泉宿所に着いて（為家は）牛車から降りようとして、「とうとう付けられなかったな。兄だったら付けただろう」と申された。

【補説】為家の次の代から、二条・京極・冷泉の三家に分立することは周知である。二条為氏の教えを受けた為世が、この京極為教の逸話を伝えたのは、父と叔父そうしたの関係を知つてのことである。

### 五〇 弁内侍少将内侍御連歌のれうに御車にめされ

【本文】又云ハッ。後嵯峨院御幸の時、弁内侍、少将内侍、御連歌のれうに、御車にめされけり。為氏殿上人のとき、御幸の御供にまいられしに、すでに御車の出る程に、桜の枝を花かめにたてられたるを、おりてとられけるを、御覽ぜられて、「為氏が花をぬすむに、連歌ひとつしかけよ」とおほせられければ、弁内侍、「しら波の立チよりておるさくら花」といひければ、「ちらしかけてぞにぐべかりける」とつけられたりける。とりあへぬ時分の狂句ながら、こまかにつきたる。誠<sup>ニ</sup>達者<sup>ノ</sup>所存也<sup>ト</sup>云々。

【校異】少将内侍—少将の内侍を（総・尊）・少将内侍を（京・松・広甲）、御車に—御幸に（広甲）、すてに—即（天・京）、桜の枝を—花をかめに（総傍書「枝を花かめにイ」）、たてられたるを—たてられたる（尊・天・京・広甲）、つけ

られたりける―つけられたりけり（総・尊・天・京・広甲）・付られたりけるを（松）、誠達者―誠に達者の（総・尊・天・松・広甲）、所存―所為（尊・京・松・広甲）

【語釈】後嵯峨院〔第八八代天皇（一二二〇）～一二七二、第一八節参照〕。弁内侍〔藤原信実女。後深草院女房（生没年未詳、第二五節参照）〕。少将内侍〔藤原信実女。藻壁門院女房（生没年未詳、第二四節参照）〕。為氏〔藤原為家一男（一二二二～一二八六、第一七節参照）〕。建長三へ一二五一〇年一月二二日任参議。〔しら波の立よりておる〕の歌〔出典未詳（井蛙抄のみ）〕。「ちらしかけてぞにく」の歌〔出典未詳（井蛙抄のみ）〕。

【口語訳】又（為世が）云う。後嵯峨院御幸の時、弁内侍と少将内侍（の姉妹）を御連歌会のため御車に召された。為氏が殿上人として御幸のお供に参上した時に、今御車が出ようというころ、花瓶に立てられた桜の枝を、車から降りてお取りになったのを、（院が）御覧になって、「為氏が花を盗んだことを、連歌（の発句）を一つ作れ」と仰ったので、弁内侍が、「盗賊が立ち止まって盗んだ桜の花よ」と作ったので、（院が）「散る前に散らして逃げていくよう」と後に付けられた。即興の狂句でありながら、心細かに付けたのは、誠に達者の所行であるよと云々。

【補説】弁内侍と四条院少将内侍は既出（第二五節）。後嵯峨院御時の御連歌の成立は不詳だが、本節から院の歌の達者ぶりの評が伺える。院は統後撰集・統古今集の撰集下命者であり、統後撰集を初めとする勅撰歌人であった。なお、連歌の「付け合い」は本来下の句が提出されて、上の句が付けられる。

## 五一 吉田泉にて御連歌

【本文】同院御時、吉田泉にて御連歌ありけり。女房弁内侍、少将内侍、めされて簾中に候けり。民部卿入道、女房の申次にて、簾のきはに祇候せられける。耳おぼろにて瀧のひゞきにまぎれあひて、きゝわかれざりけるほどに、御連

歌もしまざりけるに、為教少将、山より柴をおりて、瀧のおつる所にふたぎて侍りければ、水の音聞えず成りにけり。そのうち御連歌しみて侍りけるよし、弁内侍日記ニ書きて侍り。

【校異】吉田泉—吉田泉殿(総・松)、候けり—候ける(松)、申次—申付(尊・天・京)、せられける—せられけるか(総・尊・天・京・松・広甲)、まきれあひて—まきれ(総・天)、柴—楽(総)、ふたぎて—ふさきて(尊・天・広甲)、音—音も(総・天・京・松)、日記—日記に(尊・松・広甲)、侍り—侍りと云々(天)・侍ると云々(松)

【語釈】吉田泉『岡屋関白記』に「是日太上天皇初幸吉田水閣云々。件所本者一条入道太相国第也。関東大納言入道伝領之、今献上皇」(建長三年七月一九日条)とあり、現在の左京区吉田泉殿町とする(『集成』)。一条入道太相国(太政大臣)とは西園寺公経(承安元へ一一七一)年(寛元二へ一二四四)年八月二日)であり、その別業には『源氏物語』若紫卷の北山第をまねて、元仁元へ一二二四)年に建立された京都北山邸がある(増鏡「内野の雪」)。定家との姻戚関係(公経妹が為家母)から、千五百番歌合等に出詠。新古今集一〇首、新勅撰集三〇首、続古今集一〇首など。弁内侍日記—後深草院弁内侍歌集とも。弁内侍(第五〇節参照)。正元元へ一二五九)年(弘安元へ一二七八)年成立。為教少将—第四九節参照。

【口語訳】同院(後嵯峨院)御時、吉田泉で御連歌の会があった。女房の弁内侍と少将内侍が召されて御簾の中に控えていた。民部卿入道(為家)が女房の取り次ぎ役として、簾の端に仕えておられたところ、耳が遠く瀧の音にまぎれ、(朗誦の音が)聞きとりによく過ぎて、御連歌にも(気乗りせず)心に感じなかった。(そこで)為教少将が山から柴を折ってもってきて、瀧の落ちる所に(音を消そうとして)塞いだので、瀧の水の音も聞こえなくなった。その後は(為家は)御連歌が心に感じた様子を、弁内侍日記に書いてある。

【補説】後嵯峨院の御連歌とは、前節に続く内容であるが、本節はその会での為家(五〇数歳)の役割、その子の為教



の心配りなどが伺える。「為教少将」の表記には「寛元四（一一四六）年以後…宝治二（一一四八）年以前」（井上宗雄氏）とする説がある。

## 五二 三代集作者賦物にて御連歌

【本文】六条内府被<sub>レ</sub>語<sub>ラ</sub>云<sub>ハク</sub>。龜山院<sub>ノ</sub>御時、「三代集<sub>ノ</sub>作者賦物にて、御連歌あるべし」とて、宗匠に被<sub>レ</sub>仰<sub>セ</sub>て後、進せられけるを、御前<sub>ニ</sub>資平卿とわが身と祇候して書写<sub>シ</sub>侍<sub>リ</sub>しに、源尚【當】純を為兼みて、「あれは常純にてこそ候<sub>ラ</sub>へ」と申<sub>ス</sub>。宗匠為世卿、「尚【當】純の条勿論<sub>ナリ</sub>。定家卿自筆本<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>然<sub>ル</sub>候<sub>フ</sub>」よし被<sub>レ</sub>申<sub>サ</sub>候<sub>ヒ</sub>しを、猶<sub>ホ</sub>常純之由論<sub>ジ</sub>申<sub>シ</sub>ける時、勅定に「急<sub>キ</sub>古今本を可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>見<sub>ル</sub>」由被<sub>ニ</sub>仰<sub>セ</sub>下<sub>サ</sub>ける時、召<sub>シ</sub>寄<sub>セ</sub>られて備<sub>ヘ</sub>叡覽<sub>ス</sub>。尚【當】純<sub>ノ</sub>条無<sub>ク</sub>子細<sub>ニ</sub>、定家卿貞応本<sub>ヘ</sub>て、嫡孫可<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>将来<sub>ノ</sub>證本<sub>ト</sub>之由加<sub>フル</sub>奥書本<sub>ニ</sub>也。為兼卿閑<sub>レ</sub>口<sub>ヲ</sub>、事躰ゆ<sub>ゝ</sub>しかりし由被<sub>レ</sub>語<sub>ラ</sub>申<sub>シ</sub>き。

【校異】作者―作者を（総・尊・天・京・松・広甲）、後進せられける―後進せさせられける（尊・松）・後進をさせられける（天）・後進させられける（京）・せさせられける（広甲）、御前―御前に（松）、祇候―伺候（天）、尚純―當純（総・尊・天・京・松・広甲）、為兼―為兼卿（総・尊・天・京・松・広甲）、常純―當純（松）、尚純の条―尚純（天）・當純（松）・當純の条（広甲）、被見由―被見之由（尊）・被見せ由（京）、叡覽―叡覽に（尊・京）、尚純条―當純条（松・広甲）、将来證本之由―将来之證本由（尊・広甲）・将来證本由（京）・将来之證本之由（松）、閑口―閉口（総・広甲）

【語釈】**六条内府**―源有房（一一五一―一三一九、第三五節参照）。**龜山院**―第九〇代天皇（一一四九―一三〇五、一一二七四に讓位。第二五節参照）。**資平卿**―源資平（一一二三―一一二八四）。**源當純**―寛平御時后宮歌合歌人（古今集12一首のみ）。「常純」の名は見えない。**定家卿自筆本**―古今集の定家自筆本は二本現存する（片桐洋一氏）が、ここは嘉禄二（一一二六）年四月九日書写本（冷泉家蔵）か。**定家卿貞応本**―貞応本の現存の為家自筆本（冷泉家蔵）の奥書には

「貞応二年七月廿二日癸亥戸部尚書藤有御判／同廿八日令読合訖 書入落字了／伝于嫡孫可為将来之証本」とある。定家卿自筆本（嘉祿二年本）と定家卿貞応本（為家自筆本）の該当箇所はともに「源まさすみ」となり、その脚書に「當純」と記す。**【為兼】**建長六（一二五四）年、元弘二（一二三二）年三月二日。為家三男為教の子。母は西園寺家家司三善雅衡女。一七歳から祖父為家に和歌を学ぶ。伏見天皇の御用歌人となり、為世・為兼・雅有・隆博らに勅撰集撰進の命（永仁元（一二九三）年八月）が下りたが実現しなかった。一時失脚するも、その後伏見院に仕え、延慶三（一一三一）年、権大納言。正和元（一一三二）年に『玉葉集』奏覧。出家後静覚を名乗るが、西園寺実兼により捕らえられ、土佐に配流。歌論書に『為兼卿和歌抄』。続拾遺集二一首、新後撰集九首、玉葉集三六首、風雅集五三首など。

**【口語訳】**六条内府（源有房）が語られて云う。龜山院の御時、「三代集の作者の賦物として御連歌があるだろう」といって、宗匠（為世）に仰せられて後、進ぜられたのを、御前で資平卿と私自身がお仕えして書写した。「源當純」（の文字）を為兼が見て、「あれは常純であろう」と申された。宗匠（為世）は「當純の文字は論がない。定家卿自筆本にはそのようにあった」と申されたのを、（為兼は）やはり常純だと申された。勅定（の決定）で「急いで古今集写本を見られるべきだ」と仰せられた時、（その写本を）召し寄せられて覧覧になった。當純の文字は細かい説明がなく、定家卿貞応本を、嫡孫に伝え将来の証本とすべきと奥書に書き加えたのである。為兼卿は閉口し、事の様子がよくなかったことを申された。

**【補説】**本節の内容は為兼と為世が論争した『延慶両卿訴陳状』に見え、為世により「被用當純畢」とされる。

### 五三 文永龜山殿五首哥合

**【本文】**小倉云ハク。文永、龜山殿五首哥合、近比、嚴重、公宴なりき。大殿執柄大臣、あまた被レ参サ候ヒき。其時、山、紅

葉、愚詠に

ちりぬべき秋の嵐の山の名にかねてもおしき木々の紅葉ば

と詠じたりしを、再三御詠吟シ、叡感之氣ナリ。山階左府、中座におりて向キテ御前ニ揖して、「案スルニ天徳之例ラ、天氣依リ有ルニ右兼感【盛】歌一、被レ付ケ勝字ヲ畢ス。此ノ哥可申レ請ス勝字ヲ」由被レ申サ。人々同ジク申レ之ヲ處、真觀申シテ云ハク。「相手ノ哥、

をぐら山いま一たびもしぐれなばみゆきまつまの色やまさらん

今一度のみゆきまたなんの芳躑も、難キ被レ棄捐セ之上、紅葉にちりぬべきと詠ず。古き哥合に【多ク以ツテ為ス難ト仍リテ難キ勝チ之由申ス、仍リテ被レ定メ持ト、真觀引】級ノ如キ哥ノ義勢、傍若無人なりト云々。

【校異】哥合—哥合を（京）、被参候き—被参き（総・尊・天）、愚詠に—愚詠（天）、紅葉は—紅葉（総）、叡感之氣—有叡感之氣（総・尊・天・京・松・広甲）、右兼感歌—右兼盛哥（総・尊・天・京・松・広甲）、相手哥—相哥（松）、みゆきまつまの—みゆきまつへき（広甲）、芳躑—往觸（尊・天・京・松・広甲）、級如哥—多以為難仍難勝之由申仍被定持真觀引級如哥（総・尊・天・「女哥」京・広甲）・多以為難仍難勝之由仍被定持真觀引級如哥（松）

【語釈】小倉—小倉公雄（生没年未詳、第一八・四四節参照）。文永龜山殿五首哥合—文永二—二二六五—年九月一三

日夜、後嵯峨院仙洞の嵯峨の龜山殿で行われた五〇番歌合。この年末成立の続古今集の編纂資料となった。大殿執柄大

臣—大殿は前関白、執柄大臣は摂関家の大臣。「ちりぬべき秋の風の」の歌—龜山殿五首歌合二七番左歌。公雄卿作。

山階左府—西園寺実雄（建保五—二二一七—年—文永一〇—二二七三—年八月一六日）。入道太政大臣公経一子。母は中納言平親宗卿女。洞院家。嘉祿三—二二二七—年三月叙爵。嘉禎三—二二三七—年二月参議。弘長元—二二六一—年三月転左大臣。続後撰集八首、続古今集一三首、続拾遺集一二首など。天徳之例—天徳四—九六〇—年内裏歌合。左右

歌の勝敗が定まりかねるとき、勅上に委ねる（「全難弁勝劣之義、伏請天裁」とされた。「右兼盛歌」同歌合の一番右歌（霞題・ふるさとは古めきにけりみよし野のみかきのはらをかすみこめたり）。結局、村上天皇の「若不定勝劣、已失今日歟、兼結後代鬱歟、猶速可定申之」の言により、再議の上、右歌は負とされたから、この「天気依有右兼盛歌、被付勝字畢」は不審となる。「真観」第四七節参照。「をぐら山いま一たびも」の歌「亀山殿五首歌合二七番左歌。真観作。今一度のみゆきまたなん」拾遺集・雑秋部の小一条太政大臣（貞信公）の歌。上の句は「小倉山峯のみぢば心あらば」。芳躅「評判のよい例。紅葉にちりぬべき」大治三へ一二八〇年住吉歌合（九月二八日開催）の二番右歌（重道・紅葉寄昼題・ちりぬべきもみぢのにしきゆふ風のたたぬさきにときてもみるかな）の頭仲の判詞に、「されど、たたぬさきにもみぢのにしきをきたればにや、すがたの心ゆかずみえはべれば、こずゑの風たちまさらんことかたくや」とある。【口語訳】小倉（為家）が云う。文永亀山殿五首哥合は、近頃では厳しい（晴儀の）公宴であった。大殿や摂関家の大臣らが多く参加された。その時に、「山紅葉」の題で（公雄の）愚詠として、

秋になりすぐにも散りそな嵐山の名にちなんだとしても、なんとも惜しい木々の紅葉よ

と詠じたところ、再三御詠吟され、（院は）御感心であった。山階左府（実雄）が（歌合の）中座に下りて御前に会釈して、「天徳歌合の前例を思いますと、天皇の御感心が右兼盛歌にあり勝字を付されて終わりましたから、この歌も勝の字を申請すべきです」と申された。人々も同意の意見を申したところ、真観が申されて云う。「相手の歌の、

（紅葉で名高い）小倉山でひとたび時雨が降ったなら、深雪（又は御幸）を待つまで のすばらしい色となるのでしようか

は『今一度のみゆきまたなん』という前人の例も捨て去りがたい上に、『紅葉にちりぬべき』と詠むところは、古い歌合で【多く難とされている。よって勝とするのは難しい】と申された。よって引き分けとされた。真観の引用する説は歌

のように、その強引さはわがままを極めていたと云々。

【補説】亀山殿五首歌合の二七番左右歌の評価につき、現存本（書陵部本）には欠落があり、意味が判然としない。ただ、それによると、末句がともに問題なしとされるが、「左歌するまじさか用意あるべかりけるにや」と申し侍りし程に、右歌、老耄の愚歌にて侍りけり、返返勝字しかるべからず」として、引き分けとなった。

#### 五四 連歌本哥二句にわたるべからざるよし

【本文】又云ハク。連歌本哥二【三】句にわたるべからざるよし、有ニ沙汰一歟。それをも事によるべきにや。後嵯峨院御連歌、あやしきと云フ句に、

ほどもなくけふの日かげもくれはとり

といふ御製つきてのち、難句にて連歌つかずして程ふる間、難句をして及ニ違乱ニ。此ノ句可ニ返シ給フ之由有ニ勅定一しに、民部卿入道、「それも可キ為ニ撫民一御事」之由被レ申サけるに、為氏卿「何ノ条さる事は候フべきぞ」と被レ申サ候けるを、「上手つけ候へ。融覚かなひぬとも覚候はず」と被レ申サけるを、聞キいれぬ躰にて、

たゞにやこえむ二村の山

と被レ付ッたりけり。叡感頻ルなり。満座感歎しき。是レは本哥宜シク渡ル三句ニ者歟ト。

【校異】連歌―連歌に（総・尊・京）、二句―三句（総・尊・天・京・松・広甲）、それをも―それも（尊・天・京・松）、御連歌―御時御連哥（総・天・京・松・広甲）、此句―ナシ（天）、可返給之由―返たふへきよし（総）、御事之由―御計之由（京・松・広甲）、為氏卿―為氏（尊・広甲）、被申候ける―被申ける（尊・天・広甲）、かなひぬ―かなひしぬ（天）・かなひ候ぬ（松）、被付たりけり―被付たり（松）、宜渡―宜（尊・天・京「亘歟」・広甲）・ナシ（松）、三句

者―三句（松）

【語釈】後嵯峨院御連歌―開催年月日不明。【ほどもなくけふの】の歌―出典未詳（井蛙抄のみ）。撫民―人民をいた

わること。為氏卿―第五〇節参照。融覚―為家は康元元年二月二十九日出家して、「融覚」を名乗った。【たゞにやこえむ

二村の】の歌―出典未詳（井蛙抄のみ）。

【口語訳】又（公雄が）云う。連歌の本歌には三句にわたってはいけないという沙汰があつたのか。それも場合によるのであろうか。後嵯峨院御時の御連歌で、「あやしき」という句に、

程もなく今日の日の光も暮れ落ちてしまったことよ

という御製が付けられた後、難句として連歌が付かないで時が立つうちに、難句に対してその場が混乱した。この句を返しなさいという勅定があつたので、民部卿入道（為家）が「それも人々のためのよい計らいとなろう」と申されると、為氏卿が「いやそういうことはありませうか」と申されたので、（為家が）「（では）うまく付けなさい。融覚はかなわないとは思わない」と申されたのを聞き入れられない様子で、

いたづらに越えていくのか二村の山を

と付けられた。天皇の御感心は頗るであつた。そこにいた者達も感嘆した。これは本歌としてうまく三句にわたる例であらうか。

【補説】難解な箇所として、「それも可為撫民御事」「上手つけ候へ。融覚かなひぬとも覚候はず」があり、真意がつかみかねる。

## 五五 円光院殿仰云

【本文】平中納言惟輔卿云ハク。円光院殿仰セテ云ハク。「諸道をうかゞひてみるに、いづれもをろかならずといへども、ことに無キ二期事は除目の事と和哥の道と也ト云々。わが身雖トモ不レ携レ此道ニ、於ニ和哥ニ者深ク仰ギ信スト」云々。

【校異】いづれも―いつも(天)、をろかならず―おろかならず(総・京)、云々―と云々(京)、和哥者―和哥人者(総・天・京・松・広甲)

【語釈】平中納言平中納言||平惟輔(一二七二―一三三〇)。平信輔一子。円光院殿||鷹司基忠(宝治元―一二四七)年、正和二―八一三―一三〇年七月七日。関白兼平一子。母は左大臣実有女。従一位関白太政大臣。続拾遺集五首、新後撰集二〇首、玉葉集二一首など。

【口語訳】平中納言(惟輔卿)が云う。円光院殿が仰せて云うには、「諸々の道を伺つてみても、どれも一通りでないことではないとはいえ、とりわけきりがなく深いものが除目の事と和歌の道のことだと云々。わが身は和歌の道に携わっていないが、和歌に心を深く傾斜している」と云々。

【補説】頼阿は平惟輔が伝えたところの、円光院殿の「語り」とする。

## 五六 伏見院後伏見院に申をかる、条

【本文】又云ハク。伏見院、後伏見院に申シをかる、条之内、向レ後ニ勅撰あらば、詠福門院と鷹司前関白とに可キト被ル申シ合ハ云々。此、条後照念院殿たしかに御物語ありし事なりト云々。伏見院、御製と後照念院殿、御歌とは御風躰各別なり。而ルニかやうに仰セをかれける事、究竟にいたりぬれば、御意の通ずる事おもしろき事也ト。

【校異】又云―又(天)、をかる、―置く、(天・京)、詠福門院―永福門院(総・天・京・松・広甲)、たしかに―慥(天・

広甲)、事也―事(松)

【語釈】**伏見院** 第九二代天皇(文永二 $\rightarrow$ 二六五)年四月二三日 $\rightarrow$ 文保元 $\rightarrow$ 三二七)年九月三日。後深草天皇の第二皇子。母は玄輝門院。中宮は永福門院(西園寺実兼女鐙子)。一一歳で立太子。弘安二〇 $\rightarrow$ 二八七)年一〇月二日踐祚。永仁六 $\rightarrow$ 二九八)年讓位。永仁二年勅撰集を撰進を下命したが、実現せず。『仙洞五〇番歌合』主催。為兼ねに古今伝受。京極派歌人の中心的歌人。新後撰集二〇首、玉葉集九四首、続千載集一八首など。**後伏見院** 第九三代天皇(弘安二 $\rightarrow$ 二八八)年三月三日 $\rightarrow$ 延元元 $\rightarrow$ 三三六)年四月六日。伏見天皇第一皇子。母は五辻経氏女経子。二歳で立坊とともに永福門院の猶子となった。正安三 $\rightarrow$ 三〇一)年讓位。元弘三 $\rightarrow$ 三三三)年六出家。歌風は京極風。新後撰集四首、玉葉集一六首、続千載集一首など。**永福門院** 文永八 $\rightarrow$ 二七一)年 $\rightarrow$ 康永元 $\rightarrow$ 三三四)年五月七日。父は太政大臣西園寺実兼。母は内大臣久我通成女頭子。伏見天皇に入内。正和五年六月出家。「仙洞五十番歌合の頃には写実的感覚のないいわゆる玉葉歌風をみせ」革新的で特異な面を持つ為兼ねの詠風は両院を経て京極派歌人に吸収されていったとみられる」(有吉保氏)。新後撰集三首、玉葉集四九首、続千載集一首など。**鷹司前関白** 鷹司冬平(文永一二 $\rightarrow$ 二七五)年 $\rightarrow$ 嘉暦二 $\rightarrow$ 三二七)年一月一九日。関白元忠一子。摂政兼忠の子となる。母は中納言藤原経平女。摂政関白従一位。新後撰集六首、玉葉集一四首、続千載集一五首など。**後照応院殿** 鷹司冬平の別号。

【口語訳】又(惟輔卿が)云う。伏見院が後伏見院に申しおかれたことのうち、「今後勅撰集の沙汰があるならば、永福門院と鷹司前関白とに申し合せされるがよい」と云々。この条は後照念院殿が確かにお話されたことだと云々。伏見院御製歌と後照念院殿御歌とはその御風躰が格別だ。しかし、このように仰せおかれたことは特別なことだから、その御心が通じることは面白いことだ。

【補説】伏見院が後伏見院に遺した、本節の申しおきについては、他の文献に見えない。



## 五七 時代不同哥合に

【本文】或人云ハク。時代不同哥合に、定家卿被<sub>レ</sub>合<sub>セ</sub>元良親王<sub>ヲ</sub>ける時、「元良親王といふ哥よみのおはしける事、はじめてしりたる」と利口被<sub>レ</sub>申<sub>サ</sub>けり。家隆は小町につがふ。まことに定家<sub>ノ</sub>相手不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>請<sub>ケ</sub>もことはり也。但<sub>シ</sub>、後鳥羽院常<sub>ニ</sub>仰<sub>セ</sub>候<sub>フ</sub>、「元良親王殊勝<sub>ノ</sub>哥よみ也」と仰<sub>セ</sub>有<sub>リ</sub>ければ、御意にはわろき相手共、おほしめされざりけるにこそ。彼<sub>ノ</sub>哥合に公任卿不<sub>レ</sub>入<sub>ラ</sub>。秀逸<sub>ノ</sub>三首なきゆへと云々。長徳寛弘<sub>ノ</sub>比より空の月日をあふぐにこそ侍りけるに、さすが御哥合にかゝるほどの秀哥<sub>ノ</sub>三首も、などかなからん。後代<sub>ノ</sub>不<sub>レ</sub>審<sub>ナリ</sub>ト。

【校異】小町—小野小町（総・尊・天・京・松・広甲）、つかふ—つかう（尊・広甲）・番（松）、不被請—被不請（総・京）、常仰候—常仰に（総・尊・松・広甲）、おほしめされさりける—おほしめされける（総）、不入秀逸—不秀逸（松）・不入秀哥（広甲）、寛弘比より空の月日をあふぐにこそ侍り—ナシ（天）、にこそ—ことに（総）・ことくに（尊）・ことくにこそ（松・広甲）、かゝるほと—かゝるゝほと（京）、秀哥—秀（尊）・哥（天・京・松・広甲）、不審—不重（天）

【語釈】時代不同哥合 時代を異にする歌仙一〇〇人の秀歌を左右（左方に万葉<sub>ノ</sub>拾遺歌人、右方に後拾遺<sub>ノ</sub>新古今歌人）に番えた、隠岐での後鳥羽院撰の歌合。前稿本と後稿本とに区分し、前者が『新撰歌仙』『遠所三十六人撰歌』、後者が『遠島歌合』が撰入されるという（樋口芳麻呂氏）。定家卿 一一六二—一二四一（第四節参照）。元良親王 寛平二—八九〇年—天慶六—八九三—年七月二六日。陽成天皇第一皇子。母は主殿頭藤原遠長女。『大和物語』に多くの逸話がある。家集に他撰の『元良親王集』（現存本で一六六—一六八首）。家隆 一一五八—一二三七（第一四節参照）。小町 生没年不詳。「小町氏系図」の小野良真女という伝承がある。古今集・恋二の冒頭部分に素性法師や安部清行との贈答歌、『伊勢物語』に業平とのそれがある。後鳥羽院 第八二代天皇（一一九八年に讓位、治一五年、第八節参照）。公任卿 康保三—八九六—年—長久二—一〇四一—年一月一日。関白藤原頼忠一子。母は代明親王女の敝子。正曆三—八九九—

年参議。万寿元へ一〇二四年出家。歌論書に『新撰髓腦』『和歌九品』、詩歌集に『和漢朗詠集』『拾遺抄』、有職故実書に『北山抄』。長徳寛弘頃長徳(九九五〜九九八)、寛弘(一〇〇四〜一〇一一)。「空の月日」には順徳院著『八雲御抄』に「公任卿は……ちかくも俊成が存生までは、空の月日のごとくにあふぐ」とある。

【口語訳】或人が云う。時代不同哥合で、定家卿が元良親王と(左右の詠み手に)合わされた時、「元良親王という歌詠みがいらつしやることをはじめて知った」と冗談を申された。(他には)家隆は小町と合わせられた。「元良親王は殊勝の歌詠みよ」という仰せがあったのに不服だったのも道理だ。ただし、後鳥羽院がいつも仰せられて、「元良親王は殊勝の歌詠みよ」という仰せがあったので、(院の)お心にはふさわしくない相手とは思われなかったのだ。かの歌合には公任卿は入らなかったが、それは秀歌が三首なかったからと云々。長徳や寛弘の比から「空の月日」を仰ぐほどだったから、やはり御歌合にそれにふさわしい歌を三首ほども残されなかったのは、後代の不審だ。

【補説】『時代不同歌合』と『百人一首』(百人秀歌)との関わりが問題とされるところ。

## 五八 はれの哥よまん

【本文】故宗匠被<sub>レ</sub>語<sub>ラ</sub>云<sub>ハク</sub>。はれの哥よまんとして、法輪にまいりてよみしなり。若ものども、法輪へまいりてよむべし。所がらのすごさにもことに哥出来するなり。

【校異】はれの哥―花の哥(総)・晴哥(尊・京)、よまんとして―よまむとは(総・尊・京・広甲)

【語訳】はれの哥―御前又は公家・参議等の前で披露する歌会の歌。法輪―京都市西京区嵐山の真言宗五智教団の寺。

和銅六へ七一三年元明天皇開創。空海の弟子道昌が再興。真観十六へ八七四〇年講堂を建立。

【口語訳】故宗匠(為世)が語られて云う。晴の歌を詠もうとして、(姿勢を正そうと)法輪寺に参上した。(最近の)

若い詠み手も法輪寺へ参上して詠むのがよい。(喧噪な京中でなく)場の莊嚴さの中で(歌を詠むと)殊に歌は詠めるのだ。

【補説】法輪寺参詣のりに詠んだ歌を三首あげる。なお、道命法師(天延二 $\rightarrow$ 九七四 $\rightarrow$ 年 $\rightarrow$ 寛仁四 $\rightarrow$ 一〇二〇 $\rightarrow$ 年七月四日)は帥大納言藤原道綱一子。母は中宮少進源広女。長保三 $\rightarrow$ 一〇〇一 $\rightarrow$ 年に延暦寺総持寺阿闍梨。家集に『道命阿闍梨集』がある。藤原俊忠(延久三 $\rightarrow$ 一〇七一 $\rightarrow$ 年 $\rightarrow$ 保安三 $\rightarrow$ 一一二三 $\rightarrow$ 年七月九日)は御堂関白道長孫の大納言忠家の一子。母は藤原敦家女(経輔女とも)。御子左家の俊成の父。保安三 $\rightarrow$ 一一二三 $\rightarrow$ 年従三位任権中納言大宰権帥。家集に『俊忠卿集』がある。

法輪寺にまうで侍りけるに、さが野の花をみてよめる

道命法師

花すすきまねくはさがとしりながらとどまる物は心なりけり

(千載集・秋上268)

法輪寺にまうで侍るとて、さがのに大納言忠家がはかの侍りけるほどに、まかりてよみ侍りける

権中納言俊忠

さらでだに露けきさかののべにきて昔のあとにしをれぬるかな

(新古今・哀傷歌785)

法輪寺にすみ侍りけるに、人のまうできて、くれぬとていそぎ侍りければ

道命法師

いつとなく小倉の山のかげをみてくれぬと人のいそぐなるかな

(同右・雑中1645)

《訂正》前稿(三)につき、次のように訂正する。

・第四四節【語釈】(一行目)(誤)公維 $\rightarrow$ (正)公雄、(誤)実維 $\rightarrow$ (正)実雄